

はじめに



福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水、その分水沿いに発展した福生と熊川の屋敷群、里山としての雑木林を残す河岸段丘の2本の崖線、拝島駅を要として南北へ延びる国道と3本の鉄道、そして5つの駅、市域の3分の1を占める横田基地と、小さなまちとはいえ、様々な魅力を秘めた街です。

平成13年度からスタートした市民との協働による「まちづくりフォーラム」をきっかけとして、景観への議論が高まりました。平成16年6月からの公募市民28名による「福生まちづくり景観会議」では、この基本計画の基礎となる「福生市まちづくり景観基本計画」市民プランを提案していただきました。その提案を尊重しつつ本基本計画がまとめられたところです。

その間、国では景観法が平成16年6月に制定され、国の景観への取組みが具体化されました。また、平成17年7月には国土形成計画法が公布され、まちづくりが、開発から保全へ、国から地方へ、地域主体のものとなり、自分たちのまちは、自分たちでつくる時代になっています。

景観は、日々の暮らしから創り出されたものです。本計画にある「福生人」は、そんな市民の心意気を表現した言葉であります。

日々の生活の中から創出される景観は、行政だけで創り出せるものではありません。まちの景観を次の世代に引き継ぐ財産として、市民、事業者、行政などまちづくりに関わるすべての人々が協働しながら、それぞれの責務を果たし、いきいきとした市民のまち福生を創ろうではありませんか。

本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました福生まちづくり景観会議の方々に改めてお礼を申し上げるとともに、計画実現のために市民の皆様をはじめ関係各位の更なるご協力を心よりお願い申し上げます。

平成18年7月

福生市長 野澤 久人

福生市まちづくり景観基本計画

みんなが外に出て歩きたくなる福生にしよう —「福生人」づくり— 目次

1 計画の位置づけ

- (1) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の目的と位置づけ、役割・・・・・・・・・・ 2
- (3) 対象とする区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 「景観」って、どんなもの？・・・・・・・・・・ 3

2 福生市の景観特性と課題

- (1) 福生市のようす・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 福生市の景観特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 福生市の景観づくりの課題・・・・・・・・・・ 12

3 こころのこもった景観づくり

- (1) 「こころのこもった景観づくり」とは？・・・・ 15
- (2) 「福生人」づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 協働と役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【全体計画】

4 私たちのめざす福生市の景観

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 将来のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 景観づくりの8つの方針・・・・・・・・・・ 21
- (4) 景観形成の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

【地域別計画】

5 「川の手ゾーン・福生」の景観づくり

- (1) 「川の手ゾーン・福生」の景観づくりの方針 29
- (2) 景観づくりの取り組み 30

6 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくり

- (1) 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくりの方針 35
- (2) 景観づくりの取り組み 36

7 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくり

- (1) 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくりの方針 43
- (2) 景観づくりの取り組み 44

8 推進体制の整備

- (1) 市民参加のしくみづくり 49
- (2) 行政の組織づくり 49
- (3) 公共事業景観連絡協議会の設置 49
- (4) まちづくり景観審議会の設置 49

9 実現化への具体的な取り組み

- (1) 「福生人」づくり 51
- (2) 景観形成のしくみづくり 53
- (3) 規制・誘導のためのルールづくり 56
- (4) 市民の活動に対する支援制度の充実 58
- (5) 景観づくりの取り組みの普及・啓発 59

10 景観法を活用した景観づくり

- 61